

三豊市監査委員告示第8号

令和2年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月1日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

三総総第317号
令和2年8月25日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 三宅 静雄 様

三豊市長 山下 昭史
(公印省略)

令和2年度財政援助団体等監査結果に関する報告に基づく措置について

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
産業政策課	<p>【規則の遵守について】</p> <p>三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第6条では、補助事業等着手・完了届について、「補助事業等に着手したとき、及び当該事業等が完了したときは、直ちに市長に提出しなければならない」と定められている。しかし、一部の団体で完了届の提出に日数を要したものがあつた。</p> <p>今後は規則を遵守し、適切な時期に提出するよう指導すること。</p>	<p>指摘を受けた完了届の提出日については、完了後日数を要していたものである。</p> <p>今後は、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第6条の規定により、事業の着手・完了後直ちに、着手・完了届を提出するよう、当該補助団体を含む三豊市観光振興団体に指導を行った。</p>
都市整備課	<p>【行政文書の適正な管理について】</p> <p>指定管理者の指定を告示する際の起案文書について、三豊市行政文書管理規程別表第2(第40条関係)の文書保存年限区分表では、保存年限は30年となっているが、3年となっていた。</p> <p>規程に基づく適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>監査の指摘事項については、当該文書を30年保存として処理を行ったものである。</p> <p>再発防止に向け指導を行なったところであり、今後は、組織全体として三豊市行政文書管理規程など関係例規を遵守し、保存年限について適正な取り扱いに努める。</p>